### 三原市立三原小学校 令和5年度校則見直し 実施要領

「生徒指導規程」「『三原っ子』生活のきまり」「学習の準備のきまり」の見直しについて

#### 1 目的

- ・校則について児童自身が主体的に考え、行動できる力を育成し、規範意識を高め、健全な学校生活、集団生活を送ることができるようにする。
- ・自分たちの校則は、自分たちで守り、問題があれば自分たちで見直していくという民主主義の基本を身に付ける。
- ・社会の変化を踏まえ、社会通念上合理的な校則となるよう教職員の認識を高めるとともに、児童 及び保護者の意見を踏まえ、教職員と PTA 本部で協議を行い、令和 4 年度から毎年継続的に見直 しを図る。

#### 2 取組内容

- (1) 校則の見直しに当たっては、教職員、児童、保護者の三者で検討を行う。
  - ① 教職員(校内研修、学校経営会議)
  - ② 児童(第5学年及び第6学年児童、児童会本部)
  - ③ 保護者(「すぐーる」による全保護者へのアンケート実施後、PTA本部役員との協議)
- (2)「生徒指導規程」「『三原っ子』生活のきまり」「学習の準備のきまり」の見直し
  - ① 「三原小学校生徒指導規程」「『三原っ子』生活のきまり」「学習の準備のきまり」を区別して 内容を見直す。
  - ② 校則が社会通念上合理的なものになっているか検討する。
    - ・本校児童の多くが進学する第二中学校や第二中学校区内の小学校の「生徒指導規程」の内容 を踏まえて校則を見直す。

#### (3) 留意事項

- ① 児童の納得感を大切にするため、第1学年から第4学年については校則の存在意義について確認するとともに、第5学年及び第6学年の児童から意見聴取を行う。
- ② 校則の見直しについては、今年度のみで終わるものではなく、今後も継続的に見直しを行う。 特に、今年度は「持ち物」に焦点化した見直しを行う。
- (4) 児童、保護者、教職員からの意見聴取
  - ① 児童については、第5学年及び第6学年の児童を対象に意見聴取を行う。「三原小学校生徒指導規程」「『三原っ子』生活のきまり」「学習の準備のきまり」について、納得感が得られにくいもの、校則の存在理由として疑問が残るものを洗い出し、集約する。その後、集約された意見をもとに児童会本部で改善案を検討する。
  - ② 保護者については、全保護者を対象に「すぐーる」によるアンケートを実施する。その後、児童の意見を踏まえ、PTA本部役員と教職員(校長、教頭、生徒指導担当)で協議を行う。
  - ③ 教職員については、児童の意見(児童会本部)及び保護者アンケートの結果を踏まえ、学校経営会議で見直しに向けた協議を行う。

## (5)検討、協議結果の周知

- ① 「2 取組内容」を踏まえ、校則見直しの最終決定は校長が行う。
- ② 最終決定された校則については、次のように周知する。

児童:各学級担任から 保護者:すぐーる 教職員:校内研修

# 3 計画 (スケジュール・内容)

月	教職員	児童	保護者
令和5年度	校内研修において、校則の見直		全保護者対象のアンケートを
6月~8月	しのねらい、実施の流れ、留意		実施する。
	事項を確認する。		(6月26日~30日)
	(6月19日)		
	生徒指導主事等研修で他校		
	の取組の方向性を確認す		
	る。(6月30日)		
	生徒指導部において、全保		
	護者対象のアンケートを集		PTA 本部役員会において、
	約する。(7月7日)		校則の見直しの取組の方向性
	生徒指導部で情報収集を行		について校長が、保護者アン
	うとともに校則の見直しの		ケートの集計結果について生
	方向性について検討する。		徒指導担当が説明する。
	(6月~8月)		(8月27日)
9月	校内研修において、校則の見直	第5学年及び第6学年児童を	
	しのねらい、実施の流れ、留意	対象に「三原小学校生徒指導	
	事項を再度確認する。	規程」「『三原っ子』生活のき	
	(9月11日)	まり」「学習の準備のきまり」	
		について、納得感が得られに	
		くいもの、校則の存在理由と	
		して疑問が残るものを洗い出	
		し、集約する。	
		(9月19日~29日)	
10月	生徒指導部において、児童		児童の意見 (児童会本部)、
	対象のアンケートを集約す		全保護者アンケート、学校経
	る。(10月2日)		営会議の意見を踏まえ、
	児童の意見(児童会本		PTA 本部役員と協議を行
	部)、保護者の意見を踏ま		う。(10月27日)
	え、学校経営会議で協議を		児童の意見 (児童会本部)、
	行う。(10月3日)		全保護者アンケート、学校経
			営会議の意見を踏まえ、
			PTA 審議会で承諾を得る。
			(11月10日)
12月	改正された「三原小学校生	全校集会(リモート)で生徒	改正された「三原小学校生徒指
	徒指導規程」「『三原っ子』	指導担当から、校則の改正箇	導規程」「『三原っ子』生活のき
	生活のきまり」「三原小 身	所及びその理由を周知する。	まり」「学習の準備のきまり」を
	だしなみ」を校内研修で教	(12月19・20日)	「すぐーる」で保護者に周知す
	職員に周知し、ホームペー		る。(12月22日)
	ジに掲載する。		
	(12月22日)		
1月~3月	改正された校則に則り、生活する	る。改正したことによる不具合が生じア	た場合、解決するための方法、手立
	- てを考える場づくりを各学級、名	<b>子学年で行う。</b>	

令和6年度	「三原小学校生徒指導規程」	「三原小学校生徒指導規程」	「三原小学校生徒指導規程」
4月当初	「『三原っ子』生活のきまり」	「『三原っ子』生活のきまり」	「『三原っ子』生活のきま
	「学習の準備のきまり」を校内	「学習の準備のきまり」を各学	り」「学習の準備のきまり」を
	研修で確認する。	級で確認する。	配付する。
5月以降	「持ち物」以外の校則について、見直しの取組を進める。		